

・・

指導者資格の更新を希望されない方へ

《退会・休会規定》

退会について

1. 退会を希望する場合は、退会届をお送りください。

※当年度分までの年会費・研修会費を含め、ご請求中の費用が発生している場合は納入後、改めて申請手続きをお願い致します。

2. 退会により指導者および会員資格を失効します。

失効内容

- 各種研修会への会員価格での参加（会員対象の研修会へは参加できません）、参加による履修歴
- 指導者資格名称、協会名、ロゴ、資料、8Pのつく運動プログラムその他協会財産の使用
- 協会HPの指導者紹介（※登録時に得た個人情報も抹消します）
- 協会内グループへの情報提供、ニュース配信およびコミュニティへの参加

3. 資格の再取得は、退会后2年間に限り可能です。

再取得に必要な手続き

- 資格再登録届送付
- 退会時からの年会費・各更新料・事務手数料（5500円税込）納付
- 更新必修の講座の受講

休会について

1. 休会を希望する場合は、休会届をお送りください。

※当年度分までの年会費・研修会費を含め、ご請求中の費用が発生している場合は申請を受理できません。納入後、改めて申請手続きをお願い致します。

2. 休会期間は特別な場合を除き、原則として単年度（4月～翌年3月）のみとし、新年度には自動的に復会とします。

休会申請期間：1月1日～3月31日に休会届けを提出ください。

3.休会中は指導者の資格更新費用・年会費が免除されます。ただし、それに伴って会員および指導者としての権利（以下参照）を全面停止いたします。

■各種研修会への会員価格での参加（会員対象の研修会へは参加できません）、参加による履修履歴の付与

■指導者資格名称、協会名、ロゴ、資料、8Pのつく運動プログラムその他協会財産の使用

■協会HPの指導者紹介

■指導者グループへの情報提供やニュース配信やコミュニティへの参加

4.休会期間中、登録維持費 2200 円（税込）/年をお支払い願います。

※年会費と資格更新費の納付不要

5.休会期間満了の前年 12 月末日までに休会継続もしくは退会手続きが必要です。手続きを行っていない場合、規定により復会といたします。

※特別な事由により休会延長を希望する場合は休会届けを提出することにより最大 5 年間まで延長が可能です。※期間外は受付出来かねますので、ご了承ください。

6.休会中に所属施設や自宅住所の変更が生じた場合は、変更手続きを行ってください。

7.休会中に協会の公開講座やイベントなどを受講する場合は、一般（ビジター）としての申し込みの上ご参加ください。

●復会について 休会期間中の指導者必修更新講座を当該年度の講座と合わせて受講願います。

2024 年 4 月改定

一般社団法人幸せな身体づくり協会
代表理事 辻野和美

・・